

**聖学院中学校・高等学校(男子校)**  
《社会科（公民科）非常勤講師募集要項》

1. 募集人数 公民（1～2名） 中3公民 3コマ（クエストカップの取り組みあり）  
高Ⅱ現代社会 8コマ（2単位×4クラス、ディベート形式）  
高Ⅱ政経 3コマ
2. 採用期間 2020年4月1日～2021年3月31日（更新の可能性あり）
3. 応募条件 ①キリスト教教育に理解のある方  
②中学校及び高等学校の教員免許状取得又は取得見込みの方（地歴・公民ともに取得の方が望ましい）  
③火曜日に出勤が可能な方。また、週に3日～5日程度、出勤できる方（他校との掛けもち可、出勤日は応相談）  
④アクティブラーニング型の授業を積極的に推進したい方
4. 応募書類 ①履歴書（書式自由、写真添付、メールアドレスは必ず記載、年号は西暦で記載）  
※私学適性検査を受検された方は結果を履歴書にご記入下さい。  
②卒業証明書（又は卒業見込証明書）  
③成績証明書  
④教員免許状写し（又は取得見込証明書）  
※ ②・③は大学院修了（又は見込み）の方は学部関係書類も合わせてご提出下さい。  
※ 免許更新手続き者は修了証明書も同封してください。  
※ 応募封筒の表面に「社会科（公民科）非常勤講師応募書類在中」と明記して下さい。また応募書類は返却いたしませんのでご了承下さい。なお、出願書類に記載されている個人情報には選抜のためのみに使用し、それ以外の用途には一切使用いたしません。
5. 給 与 10,305円以上：週1時間当たりの月単価（学部新卒2019年度実績、経験による前歴換算あり）
6. 応募締切 2020年 3月11日（水）郵送必着、窓口持参の場合午後4時〔厳守〕  
※応募書類をご提出（ご郵送）いただきましたら、試験当日、直接本校にお越し下さい。  
改めてご連絡は致しません（書類選考はありません）。
7. 選考場所 聖学院中学校高等学校  
（送付先） 〒114-8502 東京都北区中里3-12-1  
交通：山手線「駒込駅」東口下車徒歩5分  
東京メトロ南北線「駒込駅」4番出口徒歩7分  
電話：03（3917）1121
8. 選考日程 2020年3月13日（金）  
1次選考「筆記（専門）」 16時～16時30分（30分）  
※選考結果は17時にお知らせし、合格の方はそのまま2次選考に進んでいただきます。  
2次選考「模擬授業」及び「面接」 17時～（10分程度）  
※模擬授業ではパワーポイントを使用していただきます。詳細は10. 二次選考の模擬授業テーマをご確認ください。  
※選考結果は3月14日（土）までにメールにてお伝え致します。  
※合格された方は「健康診断書（身長、体重、視力、聴力、胸部X線（間接）、血圧）」（6か月以内のもの）が必要になります。3月19日（木）までに本校事務長辻本までご郵送ください。
9. その他 ①上履き及び下履きを入れる袋をご持参下さい。  
②お問合せについては、総務統括部長／日野田昌士（[m-hinoda@seig-boys.org](mailto:m-hinoda@seig-boys.org)）および、社会科主任／吉原典之（[n-yoshihara@seig-boys.org](mailto:n-yoshihara@seig-boys.org)）まで、メールにてお願いいたします。  
メールの件名に【採用について+お名前】を入れてください。メールの設定によっては迷惑メールに分類されることがあります。メールをいただいてから3日以内にご返信がない場合には、お手数ですが本校までお電話ください。

## 10. 2次選考の模擬授業テーマ

下記の問1及び問5の問題の解説を、5分間で高校3年生の生徒に説明・解説してください。この高校3年生の生徒達は講義型の授業で一度、十分に説明を受けていますが、多くの生徒がこの2つの問題を間違っていた、という想定です。

問1 「近代憲法の成立時」に関連して、18世紀に人権宣言・憲法として公的に採択された文章の例として正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 「男性と女性は、平等な権利と自由、またそれらを実現するための平等な機会を有する。」
- ② 「経済生活の秩序は、すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合していなければならない。」
- ③ 「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」
- ④ 「権利の保障が確保されず、権力の分立が規定されないすべての社会は、憲法をもつものではない。」

問5 「新しい人権」に関連して、日本における「新しい人権」についての記述として正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 子どもを放置、搾取、虐待から守るため、子どもの権利が主張され、国内法上の権利として確立したが、それに関する条約はまだ存在しない。
- ② 情報を受け取るだけでなく、受け取った情報に反論し、番組・紙面に参加する権利(アクセス権)が主張され、最高裁判所によって認められている。
- ③ 国民がその権利・自由を確保するため、国や地方自治体に自分の希望を表明する請願権が主張され、憲法上の権利として認められている。
- ④ 生活環境の悪化や自然破壊に対処するため、生存権や幸福追求権を根拠に環境権が主張されているが、まだ最高裁判所によっては認められていない。